

平成29年11月30日
近畿管区行政評価局

障害のある学生等に対する大学の支援に関する調査

～ 一人でも多くチャレンジできる環境整備に向けて ～

〈調査結果に基づく改善通知、公表〉

近畿管区行政評価局(局長:角田 祐一)は、障害者差別解消法の施行から1年経過したことも踏まえ、障害のある学生等に対する大学の支援について、実態調査を行いました。この調査では、**全国初の新たな取組**として、①当局、障害のある方々、大学の「三者共同」での**バリアフリー点検**、②視覚障害のある方々による**ホームページのアクセシビリティ点検**、③障害のある学生の**意識調査(『生の声』の把握)**も実施しました。

この度、調査結果を取りまとめ、平成29年11月30日、7国立大学法人に改善意見等を通知しました。併せて、これら以外の大学等においても広く活用し、制度の浸透・定着に役立てていただけるよう期待して、公表します。



点字ブロックで多目的トイレへ。これは「配慮」になるか？

- 調査担当局 近畿管区行政評価局
- 調査実施期間 平成29年5月～11月
- 調査対象機関 福井大学、滋賀大学、京都大学、
大阪大学、神戸大学、奈良女子大学、
和歌山大学
- 関連調査等対象機関 大阪府立大学、関西学院大学、
京都女子大学、同志社大学、
桃山学院大学、立命館大学、龍谷大学

【照会先】

近畿管区行政評価局 評価監視部 第3評価監視官 山根 京子
 (TEL:06-6941-8759 FAX:06-6941-8999)
 (E-mail:knk12@soumu.go.jp)

〔調査の概要〕

調査の背景

- **障害者差別解消法(注)の全面施行(平成28年4月)から1年経過。取組は、「途上」の段階**
(注)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)
国立大学法人にも、①**不当な差別的取扱いの禁止**、②**合理的な配慮の義務**、③**国等職員対応要領の策定・公表の義務**
- 独立行政法人日本学生支援機構が実施している実態調査によると、
 - ・ 障害のある学生が在籍する大学:平成24年度(差別解消法の制定前)**590校**(在籍率75.6%)→28年度**667校**(85.7%)へ増加
 - ・ 障害のある学生数:平成24年度**10,916人**(全学生に占める障害のある学生の割合0.37%)→28年度**24,686人**(0.83%)へ増加
⇒ しかし、全学生数に占める障害のある学生の割合は、**1%に満たない(0.83%)**

主な調査結果

- 1 障害のある方々(全盲・車椅子使用)、当局、大学職員による「三者共同」の施設・設備のバリアフリー点検(全国初)**
 - ・ 「ユーザビリティ」の観点から、不便、使い勝手が悪いなど(51事例)
 - ・ 「安全確保」の観点から、転落や転倒のおそれなど(30事例)
- 2 視覚障害のある方々によるホームページのアクセシビリティ点検(全国初)**
 - ・ コントラストが悪いなど、視認しにくい箇所がある(4大学) など
- 3 障害のある学生に対する意識調査(延べ218件の「生の声」)(全国初)**

「障害者は人に助けられることが多いのに、社会福祉士を取ったところで、あなたに何ができるのですか?」との差別発言 など
- 4 大学の支援**
 - ・ 「ノートテイク」(注)の養成を行っていない(1大学)
 - ・ 教職員に対する研修は1回、かつ教員の参加も1人のみ(1大学)
 - ・ 障害のある学生に配慮した防災訓練の取組なし(7大学) など

(注)ノートテイク:聴覚障害のある学生のため、講義内容などの「音声」情報を手書きやパソコンで、「リアルタイム」に書き起こす支援者(学生等)

主な改善意見

- 安心して使いやすい構内施設・設備の整備
- 視覚障害のある受験希望者等も利用しやすく、分かりやすい、アクセシビリティの一層の充実
- ノートテイク養成について確実に準備
- 研修は教員も参加できるように開催時期を検討
- 障害のある学生に配慮した防災訓練の実施



「三者共同」で、施設・設備のバリアフリー点検

1 施設・設備のバリアフリー

調査方法

- 外部の専門機関に委託。当局、ユーザー(視覚障害及び車椅子使用)、大学の「三者共同点検」
- 障害のある学生等の立場から、①ユーザビリティの観点、②安全確保の観点での点検
- 点検結果を「事例集」として整理。事例ごとに、内容、点検や整備等のチェックポイント、協働で点検した障害者の「コメント」も掲載



調査結果

- (1) ユーザビリティの観点から、不便、使い勝手が悪いなど(51事例) <より「使いやすく」、「分かりやすく」>
- ①「講義室」7事例、②「エレベーター」3事例、③「多目的トイレ」10事例(うち改善済み1事例)、④「障害学生支援担当部署(事務室)」4事例、⑤「図書館」7事例、⑥「食堂」2事例、⑦「点字ブロック」9事例、⑧「スロープ」2事例、⑨「案内表示」7事例
- (2) 安全確保の観点から、転落や転倒のおそれなど(30事例) <「転落・つまずき」の解消>
- ①「階段・段差」8事例、②「点字ブロック」3事例、③「溝ふた」9事例、④「スロープ」6事例、⑤「多目的トイレ」1事例、⑥「廊下」2事例(うち改善済み1事例)、⑦「マット」1事例(改善済み)

提言

- ⇒ 調査結果を踏まえ、事例ごとに、今後、構内施設・設備の整備、点検や補修等を行うに当たっての「**チェック・ポイント**」を提言
- ① 「ユーザビリティ(使い勝手)」の観点から、分かりやすい、使い勝手の良い設置など、計46のチェック・ポイント
 - ② 「安全確保」の観点から、警告ブロックの階段上部への敷設など、計21のチェック・ポイント

(参考)障害のある学生の「生の声」(意識調査結果から)

- ・ 車椅子学生は固定椅子が取り外されている座席に座ることになっているが、それはほとんど最前列である。必ずしも一番前でなければいけないという学生はおらず、**友達と受けたいのに好きな席へ行くことができず離れることが多々ある**(P255)
障害があるから最前列という固定概念を覆し、**選択の自由もできる範囲で尊重していかなければいけない**(公立・私立、肢体不自由、P256)
- ・ 教室前方の入口近くに座席が固定される。スクリーンが窓側にあり、**光が反射してパワーポイントの字が見にくい**。後方に座っても文字は見えるので、座席を工夫してほしい(公立・私立、肢体不自由、P256)
- ・ 学内のイベントの際には**点字ブロックの上に物が置かれていることが多い**。階段の高さ・幅が統一されていないので歩きにくい(公立・私立、視覚障害、P262)
- ・ **エレベーターを広くする**。自習室を車椅子でも入れるように整備(公立・私立、肢体不自由、P262)

ユーザビリティ

①講義室の例

(P23)

i) 座席の選択肢がない講義室(神戸大学)



「最前列にしか座れないんですか。黒板も見えにくいし、友達とも離れるので、座席が選べると嬉しいです」(車椅子使用)

☞ 講義室の机や座席について、「最前列に限定」するのではなく、車椅子使用者も着席位置を選択できるように工夫

②エレベーターの例

(P11・12)

i) 鏡の下限位置が高すぎて車輪が見えない(京都大学)



「鏡がこの位置だと床も車輪も見えないので、出る時にドアにぶつかったら、痛いです。」(車椅子使用)

☞ 鏡の位置は、「望ましい」とされる下限の床上40cm。困難な場合は、全体の位置関係を確認できる補完措置を講じる

(P101・102)

ii) 独力で開けられない183cmの引き戸(奈良女子大学)



「これだけ大きくて、重いドアは一人じゃ開けられないです。誰か一緒にいたらいいですけど。」(車椅子使用)

☞ 引き戸は、障害のある学生も独力で入室できる構造。改修等が困難な場合、周辺の学生が支援

(P108)

ii) 隅に設置された操作盤(和歌山大学)



「操作盤がこんな奥にあったら、ボタンが押せるかな。手を伸ばしたときに車椅子から落ちたらどうしよう」(車椅子使用)

☞ 車椅子使用者向けのエレベーター操作盤は、左右の壁の中央に設置

③多目的トイレの例

i) トイレのボタンが識別できない(福井大学) (P4・5)



「どっちが洗浄ボタンか分からない。誤って呼出ボタンを押して、人が集まるのが嫌なので、**どっちも押せません**」(視覚障害)

☞ 両ボタンに点字表示を付すか、呼出しボタンをひも付き等にして、一方を特定可能とする

ii) トイレの案内表示(京都大学) (P.8・9)



「この多目的トイレ使ってもいいんですよ。でも、この表示だと、**女性用みたいで、僕は使いにくい**です」(車椅子使用)

☞ 「性別に関係なく使用できる」旨を明確にした多目的トイレの案内表示の設置

iii) 附帯設備により出入りできないトイレ(奈良女子大学) (P98・99)



「多目的トイレの**折りたたみベッドが邪魔**になって、入れないです」(車椅子使用)

☞ 車椅子利用者などの利用も考慮して、円滑な出入りに必要な幅を確保

iv) 多目的トイレのみへの誘導(和歌山大学) (P106・107)



「**障害者全員が多目的トイレを使うわけじゃない**ですよ。私は中で迷子になるから、一般のトイレを使いたいです」(視覚障害)

☞ 障害のある学生等が自分が使いやすいトイレを選べるよう、それぞれに点字ブロックを敷設し、ドア横等にも点字で表示

④障害支援担当部署の例 (P14・15)
高すぎて利用しにくいカウンター(滋賀大学)



「カウンターが高すぎます。窓口の人も、私が隠れて気付かないかも」(車椅子使用)

☞ 障害学生が気軽に利用できるよう、カウンターの高さなど、利用環境の整備

⑤図書館の例 (P20)
利用できないロッカー(和歌山大学)



「このロッカーだと、数字がグルグル回り続けて、起点も分からないんです」(視覚障害)

☞ ダイヤルが自由に周回できないタイプであれば、視覚障害者も使用可能

⑥食堂の例 (P21・22)
壁に設置されたメニュー表示(福井大学)



「上手くしゃべれないので、指差して注文したいんですけど、中の人に分かるかな」(言語障害)

☞ 調理担当従業員と行き違いが生じないように、意思疎通が図りやすいメニュー表示に

⑦点字ブロックの例 (P40)
マンホールで4回曲がる点字誘導(福井大学)



「マンホールは、真っ直ぐ誘導してもらっても大丈夫ですよ。ロボットじゃないんですから」(視覚障害)

☞ マンホールの上又は前後に点字ブロックを敷設

⑧スロープの例 (P87)
スロープの踊場が傾斜もあり狭い(神戸大学)



「スロープの踊場部分に傾斜があるし、幅も狭いので転回しにくい」(車椅子使用)

☞ スロープの踊場部分は、水平で、車椅子の方向転換が行いやすい幅員を確保

⑨案内表示の例 (P41)
何も情報を得られない案内図(福井大学)



「この案内板は、触図でもなく点字の案内もないので、私にとってはただの壁です」(視覚障害)

☞ 点字ブロックで誘導しているフロア案内図等は、「触図」にするか点字で連絡先を表示

①階段・段差の例

(P58)

i) 横断歩道に5cmの段差(大阪大学)



「この段差を乗り越えようとしたら、**反動で身体が投げ出されそう**になって怖かった」(車椅子使用)

☞わずかな段差であっても車椅子の転倒の危険性あり。横断歩道は「段差なし」で安全に通行可能

ii) 急傾斜(20cm×20段)の屋外階段(神戸大学)

(P78)

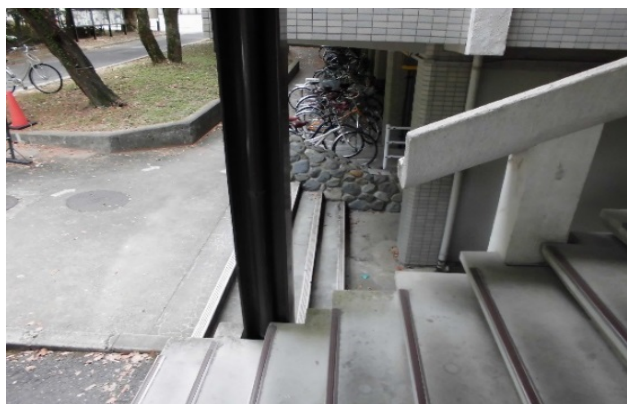


「屋外は壁などの頼るものがないので、**転落する危険性が屋内より高い**んですよ」(視覚障害)

☞転落防止の点字ブロックを敷設。特に、屋外の高低差が大きく傾斜の急な階段は、その必要性が高い

iii) 階段の途中で途切れた手すり(奈良女子大学)

(P92・93)



「手すりに身体を預けて階段を降りているのに、急に途切れると、**すきまから転落してしまう**かもしれません」(視覚障害)

☞階段の手すりは、転落防止のため、途中で途切れることがないようにする

②点字ブロックの例

(P82)

i) 大部分が剥がれた点字ブロック(神戸大学)



「点字ブロックが1枚しかないと、残っている部分を通る可能性は低いですよ」(視覚障害)

☞点字ブロックの機能が低下しないよう、突起部分が、意味をなす状態にあるかなど、定期的に確認

(P94)

ii) 点字ブロック上に駐輪(奈良女子大学)



「点字ブロックに駐輪されていたら、白杖が自転車に当たるし、カバンで、**自転車をたくさん倒して歩いてしまいますよ**」(視覚障害)

☞ 点字ブロック上には、本来の機能を損なわないよう、物を置かない(学生等に対する意識啓発を含む)

(P50)

③溝ぶたの例
白杖がはまり込む格子幅(3cm)の広い溝ぶた(京都大学)

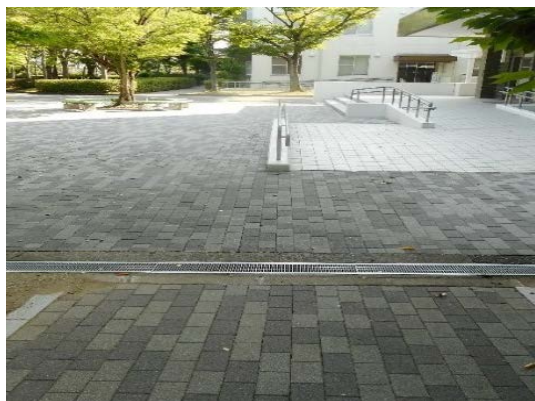


「この格子幅だったら、**白杖がはまり込んで、つまずいちゃう**かもしれません。それに、車椅子もはまるかも」(視覚障害)

☞ 動線に設置されている溝ぶたは、車椅子の前輪や白杖の先端がはまり込むことのない、狭い格子幅のものが安全

④スロープの例 (P46)

i) 通路真ん中にスロープの手すり(滋賀大学)



「通路真ん中に手すりがあるので、直進すると、**ぶつかって怪我**をするかもしれません」(視覚障害)

☞ 手すり手前に点字ブロックを敷設又は手すりに緩衝材を巻き付け、衝突の回避・緩和を図る

(P63・64)

ii) スロープ全体に金属製点字ブロック(大阪大学)



「スロープ全体の点字ブロックは邪魔になるし、**金属製は、雨の日に滑りそう**」(車椅子使用)
「遠回りなのでスロープは使いません。通るとしても**幅も狭くて手すりもあるので大丈夫**です(視覚障害)

☞ スロープ内の金属製の点字ブロックは、車椅子使用者には、スリップ等の原因ともなりかねない

⑤多目的トイレの例 (P105)

施錠できない多目的トイレ(和歌山大学)



「この多目的トイレのドアの鍵、**閉められない**です。ドアが歪んでるのかな？」(車椅子使用)

☞ 定期的な鍵穴のチェックを含め、適切に維持管理や修繕を行う

2 ホームページのアクセシビリティ

調査方法

- 専門機関に委託し、「ユーザー」(視覚障害者3人(全盲2人、ロービジョン(弱視)の方1人)、晴眼者2人の計5人)の立場から、各国立大学のホームページを点検。「使い勝手の良さ」等をチェック
- トップページのほか、障害のある受験希望者等の閲覧頻度が高いと思われるオープンキャンパス、入学者選抜要項・学生募集要項、事前相談、障害学生支援担当部署のページを中心に点検

主な調査結果

- **トップページ**
 - ①コントラストが悪いなど、視認しにくい箇所あり(4大学)、②スライドショーの表示時間が短く読み終わる前に画像が変わる(2大学)、③画像に「代替テキスト」(注)が設定されていない(6大学)
 - (注)視覚障害のある方々が「音声ブラウザ」を使うときに、画像や動画等に代えて、情報が読み上げられる。
- **オープンキャンパス**
 - ①リンクにマウスポインタを当てても色の変化が小さいなど視認しにくい(3大学)、②リンク名に何のページが表示されていないため読み飛ばす(1大学)
- **入学者選抜要項・学生募集要項**
 - ①PDFが音声読み上げに対応しておらず、内容が確認できない(7大学)、②明朝体で表記されており、視認しにくい(4大学)
- **入試及び修学の事前相談**
 - リンク先が多く、目的の項目を探すのに時間がかかる(1大学)
- **支援体制等**
 - ①トップページから見付けられない(1大学)、②ページ内の支援体制図に代替テキストが設定されていない(1大学、改善済み)

改善意見

- **ホームページのアクセシビリティについて、視覚障害のある受験希望者等にとって、利用しやすく、分かりやすいよう、一層の充実を図ること**
(注)個々の「改善の方向性」について、委託した専門機関の点検結果をレポートで提示

(参考)障害学生の「生の声」(意識調査結果から)

- ・ 支援に関する情報が、大学のトップページに掲載されていると、その情報が得やすい。さらなる詳細は電話などするが、**明らかに記載がないとそもそも受け入れるつもりがないのかと思う**(国立、視覚障害、P247)
- ・ **募集要項は視覚障害者が音声読み上げソフトで読みやすいものになってほしい**(公立・私立、視覚障害、P250)

3 障害のある学生に対する意識調査

障害のある学生の「生の声」(主な意見)

(注)「生の声」を把握するため、回答は「匿名」

(入学試験)

- ・ **障害者が福祉を学ぶ意図が分からない**など差別発言も受けた。受入れ拒否された私立大学で、発言の内容は「**障害者は人に助けられることが多いのに、社会福祉士を取ったところで、あなたに何ができるのですか?**」(公立・私立、肢体不自由、P251))
- ・ 併願私立大学を考えていた際に、配慮申請をしたところ、**入学試験時は対応するが、仮に入学が決定したとしてその後の対応はしかなる**といった話を受け、併願として受験することを諦めた(国立、視覚障害、P251)
- ・ 他私立大学を希望していたがヘルパーが私を介助することが難しいと担当者から言われた。また、**親が付きっきりで介助をするなら入学しても良い**と言われた(公立・私立、肢体不自由、P251)
- ・ 第1志望大学ではなく、併願私立大学受験時のことですが、拡大文字問題冊子と解答用紙の枚数増加について**事前に了承を得ていたにも関わらず、問題冊子に関しては印刷不鮮明が、解答用紙の枚数が予定より少ないなど、試験実施中に対応が間に合わなかった**ことがありました。試験監督者・関係者が開始前に確認すれば防げたはずです(国立、視覚障害、P250)

(入学前の支援)

- ・ ある2つの大学も受験しようと思ったが、**ホームページやパンフレットも障害のある学生の受入状態が分からなかった**ために、**オープンキャンパス**で大学まで行って**相談**しました(公立・私立、聴覚・言語障害、P248)
- ・ ホームページで障害別に配慮している事項や実際にこれまで配慮したことのある実例や支援を受けた人の意見などが掲載されているとイメージしやすい。**大学選定のために支援担当部署のホームページをよく閲覧した**。多くの情報を掲載している大学もあるが、**ほとんどの大学では掲載している情報が少なかった**(公立・私立、肢体不自由、P249)

(修学支援)

- ・ 行けばいつでも相談に乗ってくれて、説明が難しいことも理解しようとしてくれる。**支援室がなければ、大学を続けていたか分からない**(公立・私立、聴覚・言語障害、P260)
- ・ 私は週に一回のペースで大学の支援センターに行っていますが非常に助かっています。**定期的に相談できる場所というのがあると気が楽になる**部分も多いと思います(公立・私立、精神障害、P261)
- ・ **授業担当教員から受講を断られたことがあるので、教員に対する研修を充実**させてほしい。施設整備だけではなく教材の情報保障を含めた支援がどの授業・教員を問わず行われることが必要(公立・私立、視覚障害、P264)

(災害時の支援)

- ・ 車椅子なので、大勢の中の移動が難しいので、別ルート等があると有り難い(国立、肢体不自由、P257)
- ・ **障害学生に特化した、大学生活における災害対応マニュアルを作って**ほしい(公立・私立、肢体不自由、P257)
- ・ 放送の音が聞こえないので、それに困らないような支援は必要かなと思います。メールで伝えることがいいかなと思います(公立・私立、聴覚障害、P257)
- ・ 移乗から歩行まで完全に不可能なので、**2階や3階での授業時に災害が起きた時の支援方法について知りたい**。高校の時はそのことを踏まえて練習した(公立・私立、肢体不自由、P257)

4 大学の支援

主な調査結果

- **入学試験の配慮申請に当たり添付する「医師の診断書」**(P96～98)
 - ⇒ ①「写しで可」と明記(4大学)、②「写しで可」であるが明記していない(1大学)、③問合せがあれば、「本学でセンター試験を受けた者のみ『写しで可』」と回答(1大学)、④原本に限定(1大学)。受験者間で、取扱いに差あり
- **支援体制**(P119～121)
 - ⇒ ①障害学生支援担当部署に、専任かつ専門家の教職員を配置し、障害学生を支援(6大学)、②専任では、職員もコーディネーター等の専門家も配置していない(1大学)
- **相談室の確保**(P120・121)
 - ⇒ ①障害学生支援担当部署内等に、相談室を確保(6大学)、②「空き」状態となった研究室を活用して仮設(1大学)。入口に本棚が雑然と置かれ、「書庫」や「物置」の状態
- **授業支援に係るホームページでの情報提供**(P142～144・147)
 - ⇒ 支援担当部署及び支援内容等が掲載されていない(1大学)、支援内容が掲載されているものの情報量が少ない(1大学)
- **ノートテイク養成講座の実施状況**(P144～145・147)
 - ⇒ ①学内で養成講座を開催(5大学)、②学内で養成講座の開催がなく外部研修に参加(1大学)、③どちらも行っていない(1大学)
- **教職員に対する研修・啓発**(P180・181)
 - ⇒ ①障害者差別解消法の施行前から実施(6大学)、②29年度に初めて実施。しかも、参加者30人のうち教員は1人のみ(1大学)
- **災害時の支援**(P188・189)
 - ⇒ 7大学いずれも、防災訓練や避難訓練に障害のある学生に配慮した取組なし
(参考)公立・私立大学の中には、①障害のある学生の状態や特性等にも配慮し、全学的な避難訓練、②障害のある学生も含めた全学的な防災訓練を実施している大学あり

改善意見

- 医師の診断書は、受験者間で取扱いに差が生ずることのないよう、入学者選抜要項等に「写しで可」の旨の明記を検討
- 専任のコーディネーター等の配置を検討、障害のある学生が気軽に訪れ、相談できるスペースの確保
- 大学ホームページに授業支援に関する情報を積極的に公開。また、提供する情報の一層の充実
- ノートテイク等の養成について、確実に準備
- 教職員研修は、教員も可能な限り多く参加できるよう、開催時期など検討
- 防災訓練等の実施に当たり、障害のある学生に配慮した取組を実施

全国の大学に在籍する障害のある学生数 (平成28年5月1日現在)

(単位:人、%)

設立形態	学生数	
		障害学生
国立	594,703	5,257(0.88)
公立	147,395	1,408(0.96)
私立	2,238,558	18,021(0.81)
計	2,980,656	24,686(0.83)

(注)1 日本学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(平成28年度)」に基づき、当局が作成した。

2 ()内は、大学の設立形態別の全学生数に占める障害のある学生の割合である。

障害種別	区 分
視覚障害	盲、弱視
聴覚・言語障害	聾、難聴、言語障害のみ
肢体不自由	上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害、他の機能障害
病弱・虚弱	内部障害等、他の慢性疾患
重複	重複
発達障害 (診断書有)	S L D (限局性学習症/限局性学習障害)、ADHD (注意欠如・多動症/注意欠如・多動性障害)、ASD (自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害)、発達障害の重複
精神障害	統合失調症等、気分障害、神経症性障害等、摂食障害・睡眠障害等、他の精神障害
その他の障害	上記に該当しない障害
発達障害 (診断書 無・配慮有)	S L D (限局性学習症/限局性学習障害)、ADHD (注意欠如・多動症/注意欠如・多動性障害)、ASD (自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害)

(注) 日本学生支援機構の資料による。

障害の種別学生数

(単位:人、%)

障害区分	学生数 (平成28年度) (A)	学生数 (平成24年度) (B)	差 (A)－(B)
視覚障害	750(3.0)	675(6.2)	75
聴覚・言語障害	1,797(7.3)	1,390(12.7)	407
肢体不自由	2,540(10.3)	2,328(21.3)	212
病弱・虚弱	8,285(33.6)	2,399(22.0)	5,886
重複	377(1.5)	254(2.3)	123
発達障害 (診断書有)	3,519(14.3)	1,573(14.4)	1,946
精神障害	6,392(25.9)	—	—
その他の障害	1,026(4.2)	2,297(21.0)	(注3) 5,121
合 計	24,686(100)	10,916(100)	13,770

(注)1 日本学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の(平成24年度)及び(28年度)に基づき、当局が作成した。

2 「学生数」欄の()内は、構成比である。

3 平成24年度について、上記1の調査に、「精神障害」の集計区分がない。「差」欄の「その他の障害」には、28年度「精神障害」6,392人及び「その他障害」1,026人の計7,418人と24年度「その他の障害」2,297人の差(5,121人)を計上した。

障害のある学生の在籍状況(7国立大学法人)

(単位:人、%)

大学名	学生数	障害学生	
		障害学生	支援学生
福井大学	5,105	34(0.67)	26(0.51)
滋賀大学	3,905	44(1.13)	20(0.51)
京都大学	22,494	35(0.16)	35(0.16)
大阪大学	23,288	56(0.24)	38(0.16)
神戸大学	16,144	42(0.26)	21(0.13)
奈良女子大学	2,662	6(0.23)	6(0.23)
和歌山大学	4,589	28(0.61)	19(0.41)

(注)1 当局の調査結果による。

2 「学生数」、「障害学生」及び「支援学生」の各欄は、平成29年5月1日現在の人数である。「支援学生」欄には、障害のある学生で、大学から支援を受けている者の人数を計上した。

3 ()内は、学生数に占める割合である。

7国立大学法人の障害のある学生の在籍状況の推移

(単位:人、%)

年度	学生数	障害学生数	支援学生数	障害の種別
				(支援学生)
平成29年度	78,187	245 (0.31)	165 (0.21)	視覚障害7、聴覚・言語障害11、肢体不自由23、病弱・虚弱13、発達障害(診断書有)46、精神障害50、その他の障害15
28	79,294	236 (0.30)	184 (0.23)	視覚障害6、聴覚・言語障害13、肢体不自由22、病弱・虚弱7、発達障害(診断書有)54、精神障害77、その他の障害5
27	78,589	209 (0.27)	173 (0.22)	視覚障害3、聴覚・言語障害9、肢体不自由16、病弱・虚弱10、発達障害(診断書有)64、精神障害65、その他の障害6
26	78,872	148 (0.19)	118 (0.15)	視覚障害5、聴覚・言語障害9、肢体不自由13、病弱・虚弱10、発達障害(診断書有)46、その他の障害35

(注)1 当局の調査結果による。

2 各欄の下端()内は、学生数に占める割合である。

3 「障害の種別(支援学生)」欄には、「支援学生数」の障害種別の内訳を計上した。なお、「重複」に該当する学生はいない。

4 平成26年度「その他の障害」には、「精神障害」も含む。